

定 款

商号 コーナン商事株式会社

# 第1章 総 則

## 第 1 条 (商号)

当社は、商号をコーナン商事株式会社と称し、英文では、KOHNAN SHOJI CO., LTD. と表示する。

## 第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営む事を目的とする。

- 1 ホームセンター小売業並びにこれに関連する商品の製造、加工及び販売
- 2 前号に付帯関連する用品、用具の輸出及び輸入に関する業務
- 3 石油製品の販売
- 4 煙草の販売
- 5 酒類、飲食料品の販売
- 6 医薬品、医療器具の販売
- 7 書籍の販売
- 8 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、電気工事、塗装工事、内装仕上工事、水道施設工事の請負及び施工
- 9 建築の設計、監理並びに建設コンサルタント業
- 10 住宅設備機器及びリフォームに付帯関連する工事の請負業
- 11 損害保険代理業
- 12 不動産賃貸業
- 13 飲食業
- 14 警備保障業
- 15 建物及び関連設備に関する総合管理、メンテナンス業
- 16 運輸倉庫業
- 17 金融及びクレジットカード業
- 18 レンタル及びリース業
- 19 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 20 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 21 介護保険法に基づく住宅改修事業
- 22 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- 23 太陽光・風力・地熱等再生エネルギーの供給に関する事業
- 24 動物病院の経営
- 25 古物営業法に基づく、古物の売買・仲介及び輸出・輸入に関する事業
- 26 フィットネスクラブ及びスポーツクラブの経営
- 27 電力販売の代理店業、媒介業及び取次業
- 28 前各号に付帯関連する一切の事業

## 第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪府堺市に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、6,000 万株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 9 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

第 10 条 (単元未満株式の買増請求)

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

## 第 3 章 株 主 総 会

第 11 条 (基準日)

当社は、毎年 2 月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 12 条 (招集の時期)

当社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集する。

第 13 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### 第 14 条（決議要件）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

#### 第 15 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

#### 第 17 条（員数）

当社に取締役 20 名以内を置く。

#### 第 18 条（選任）

取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第 19 条（任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

#### 第 20 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

#### 第 21 条（取締役会）

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるとき

- は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
  - ③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

#### 第 22 条（取締役会の書面決議）

当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 23 条（社外取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

#### 第 24 条（員数）

当社に監査役 5 名以内を置く。

#### 第 25 条（選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 26 条（任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

#### 第 27 条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

#### 第 28 条（監査役会）

監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第 29 条（社外監査役の責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

第 30 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

第 31 条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 8 月末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 32 条（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第 33 条（配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

### 附則

第 1 条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

変更前定款第 15 条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。
- ③ 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。